

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
翌日、翌日、翌日
の翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労政訓
練課）

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する
規則（〃）

◇告 示
字の区域の変更等（地方課）

保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良区の役員の変更（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

平成元年度地籍調査事業計画の決定（〃）

土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

都市計画事業の認可（二件）（〃）

建築基準法による道路の位置の指定（建築課）

◇正 誤
平成元年七月鳥取県告示第七百二十九号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。（第四
条関係）

支給対象者の区分	金 額	
	現 行	改 正 後
二〇歳以上 の者		
鳥取市の地域に 居住する者	三、一二〇円	三、二二〇円
鳥取市以外の地 域に居住する者	二、七八〇円	二、八七〇円
二〇歳未満の者	二、七八〇円	二、八七〇円

二 その他支給対象者の要件等について所要の規定の整備を行う
こととした。

三 この規則は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から
適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

一 職業訓練受講資金（月額）の額を現行「一万四千五百円」
から「一万五千五百円」に引き上げることとした。（第五条関
係）

二 職業訓練受講支度金（一時金）の額を現行「二万二千元」か

ら「二万二千六百六十円」に引き上げることとした。(第十九条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用することとした。

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「者」を「漁業離職者」に改め、同項第十四号中「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則」を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則」に改める。

第四条第二項第一号中「三千二百二十円」を「三千二百二十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「二千七百八十円」を「二千八百七十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。
- 3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成元年四月一日以降の分として支給された基本手当は、改正後の規則の規定による基本手当の内払とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万四千五百円」を「一万五千五百円」に改める。

第十九条中「二万二千円」を「二万二千六百六十円」に改める。

様式第十号中「第17条第3項」を「第17条第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第七百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から別図一に示す区域内の字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもって別図二に示す町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業（第一工区）の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

若葉台南一丁目

同上の区域の境界線
（一）平成元年五月一日現在の地番による。
（二）道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長又は二線の端を結ぶ直線とする。）

香取字権現九四の二、九四の九の各番に接する国有地の一部
香取字元結西側三八三の七、三八三の六の各番に接する国有地の一部
香取字元結西側三八三の六、三八三の五、三八三の二、三八三の三、三八三の二、三八三の一の各番と三八二の二、三八三の二七、三八三の二六、三八三の二五、三八三の二三、三八三の三一、三八三の三〇、三八三の二九、三八三の二八の各番が接する線

香取字袋谷口八一の二、六七の八、八三の一〇、八二の一、八二の三、八〇の四、七七の五、七七の四、七七の六、七〇の二の各番と八一の三、六七の九、八三の五、八二の四、八二の七、八二の五、八二の一〇、八二の一、八二の九、八三の九、六七の七、八一の一、八〇の三、七七の二、七七の一、七七の三、七〇の一の各番が接する線

香取字元結西側三八二の三二、三八一の一八の各番と三八二の一五、三八一の一四の各番が接する線
香取字小山谷三八五の一四、三八五の八、三八五の九、三八五の一〇、三八五の一二、三八五の一の各番と三八五の一五、三八五の一六、三八五の一三、三八八の二、三八五の三、三八五の四の各番が接する線

香取字小山谷堤下一二六の五、一二六の二の各番と一二六の一番が接する線
香取字小山谷一二三の五、一一一の三五、一一一の三四、一一〇の四、一一〇の三、一一〇の次一、一〇八の三の各番と一〇八の一〇、一〇八の一の各番が接する線

香取字小山谷西側三九六の二三番と三九一の六、三九六の二四、三九六の二〇の各番が接する線
香取字小山谷一〇八、一一〇の五、一一一の一八、一一一の三一、一一一の二四、一一一の二、一一一の三二の各番

香取字小山谷一〇八、一一〇の五、一一一の一八、一一一の三一、一一一の二四、一一一の二、一一一の三二の各番

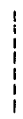
別図1

凡例

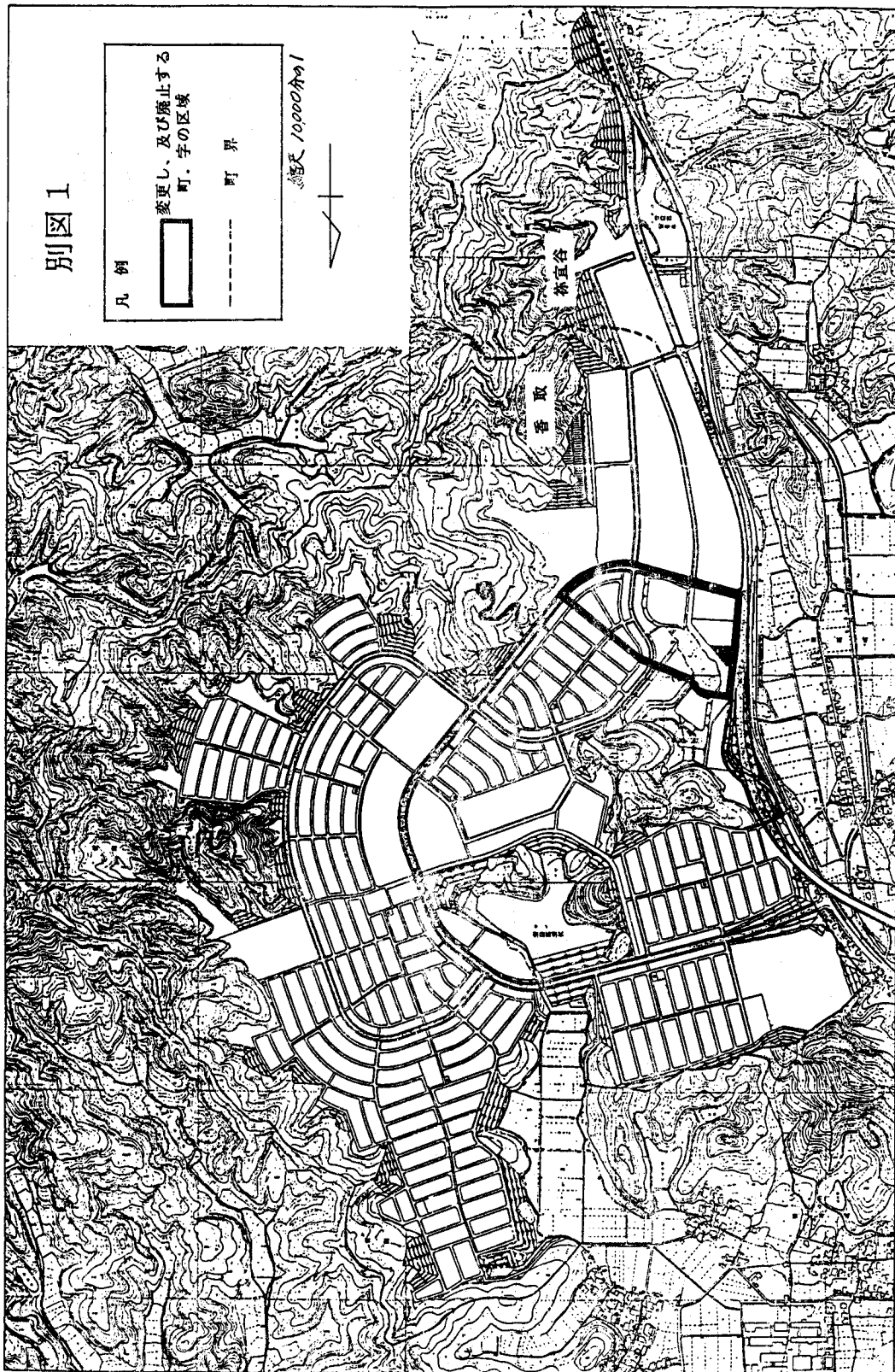
変更し、及び廃止する
町、字の区域



町界



縮尺 10,000分の1



別図2

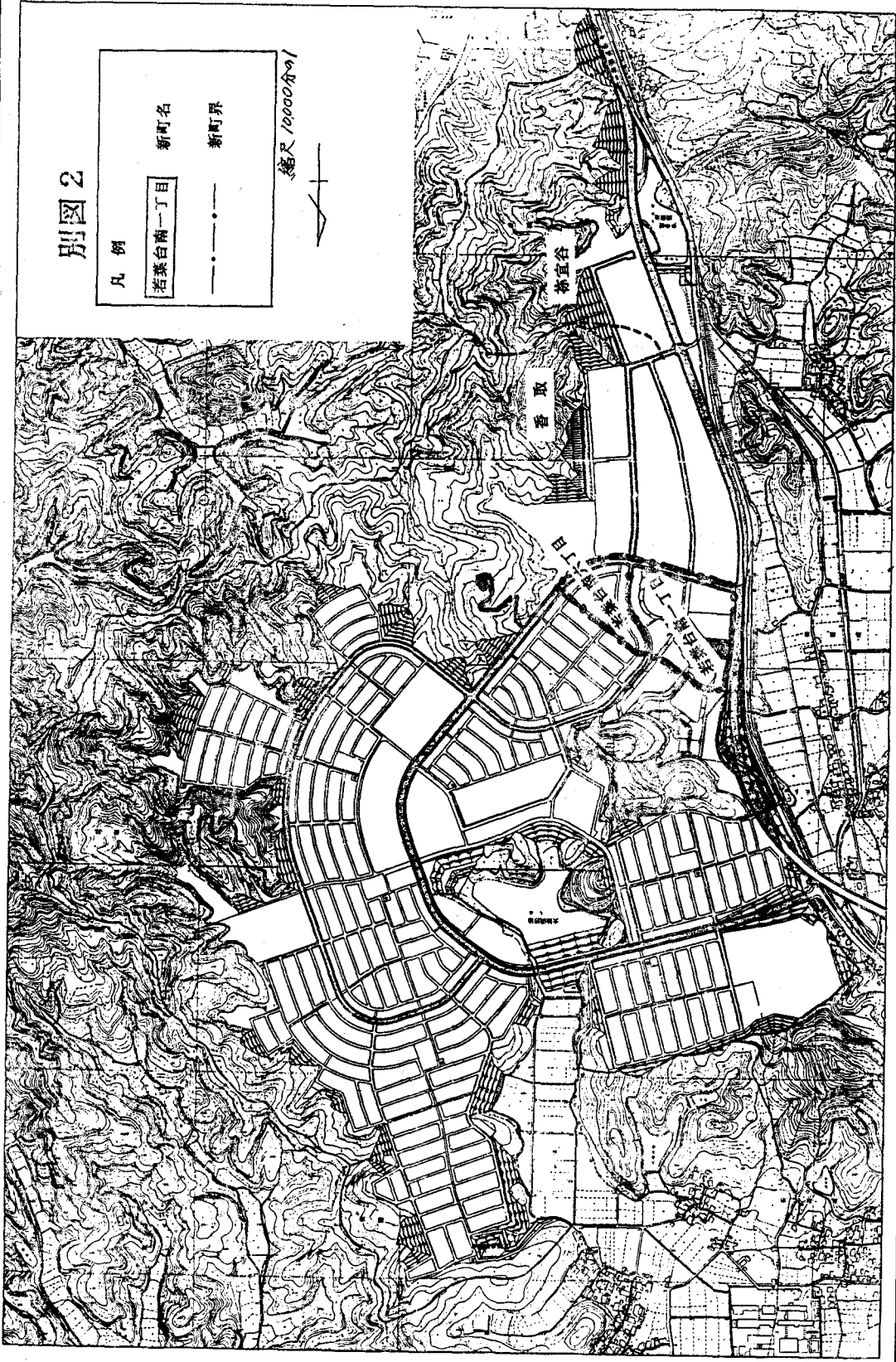
凡例

若葉台南一丁目

新町名

新町界

縮尺1/2000(分)



若葉台南六丁目

と無番地及び一一一の二一、一一一の二八、一一一の二七、一一三の五、一一三の二の各番が接する線
 香取字宮ノ鼻九八の三番と九八の一六番が接する線
 香取字権現九七の一番と九七の九番が接する線
 香取字元結西側三八三の一八、三八三の七の各番と三八三の一七番が接する線

香取字袋谷口八二の九、八〇の五、六七の七、六七の四、六六の六、六六の五、六七の五の各番と八二の一〇、八二の一、八〇の二、六七の二、六七の三、六六の三、六六の二の各番が接する線
 香取字元結袋谷丸山三七六の二番と三七六の一番が接する線
 香取字袋谷五六の四番と五六の二番が接する線
 香取字袋谷口六七の五、六五の七の各番と六七の六、六五の一の各番が接する線
 香取字元結堤下三七の四、三一の七、三七の一、三一の八、三七の二、三七の九、三七の七の各番と三七の八、三一の九、三七の一〇、三七の六、三一の六、三一の五、三七の五、三七の一の各番が接する線
 香取字元結西側三八二の三一、三八一の一七、三八一の一六、三八一の一五、三八一の一三の各番と三八二の一三、三八一の四、三八一の一の各番が接する線
 香取字小山谷三八五の一三、三八五の一六、三八五の一五の各番と三八五の七、三八八の二、三八五の一〇、三八五の九、三八五の八、三八五の一四の各番が接する線
 香取字元結西側三八一の一四、三八二の一五の各番と三八一の一八、三八二の三二の各番が接する線
 香取字袋谷口七〇の一、七七の三、七七の一、七七の二、八〇の三、八一の一、六七の七、八三の九、八二の九の各番と七〇の二、七七の六、七七の四、七七の五、八〇の四、八一の二、六七の八、八三の一〇、八二の三の各番が接する線

鳥取県告示第七百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
早瀬医院	鳥取市川端五丁目一〇六	平成元年六月十五日
田中薬局	東伯郡東郷町大字旭四〇五一 二	"
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九一三八	平成元年六月二十九日
大石小児科	倉吉市西仲町二六四七	平成元年六月三十日
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一 一	平成元年六月二十二日
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目一五二	平成元年六月二十三日
ながせ歯科医院	境港市湊町一五〇	平成元年六月二十一日
薬局桔梗堂	米子市東倉吉町七九	平成元年六月二十四日

鳥取県告示第七百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 久本 温彦 八頭郡智頭町大字西字塚四一五
平成元年六月三十日退任

鳥取県告示第七百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、名和土地改良区の定款の変更を平成元年七月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に

基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく平成元年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行 う者の名 称	調 査 地 域	調査期間	調査面積（平 方キロメートル）
佐治村	八頭郡佐治村大字河本、大字眷谷、 大字余戸、大字尾際、大字中、大字 栃原及び大字福園の全部並びに大字 加茂の一部	平成二年 三月三十 日まで	二十七・四〇
大栄町	東伯郡大栄町大字亀谷、大字下種及 び大字岩坪	平成二年 三月三十 日まで	一・八三
福部村	岩美郡福部村大字湯山の一部	平成二年 三月三十 日まで	〇・七七
淀江町	西伯郡淀江町大字西原、大字淀江、 大字今津、大字福井、大字中間及び 大字小波の各一部	平成二年 三月三十 日まで	〇・九一
八東町	八頭郡八東町大字日下部の一部並び に大字茂田及び大字横田の全部	平成二年 三月三十 日まで	二・一五
北条町	東伯郡北条町大字松神の一部	平成二年 三月三十 日まで	一・〇八

鳥取県告示第七百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第一工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画駐車場事業 一号松崎駅自転車駐車場

三 事業施行期間

平成元年七月二十一日から平成二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 東伯郡東郷町大字中興寺字四月井手地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画駐車場事業 一号浦安駅自転車駐車場

三 事業施行期間

平成元年七月二十一日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 東伯郡東伯町大字徳万字龍庵及び字上内畑地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成元年七月二十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市南吉方二丁目八七 ミサワホーム鳥取株式 会社 代表取締役 金澤泰治	道路の位置の指定場所 倉吉市新田字西通三八 一―五	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 六・一〇 延長 七三・六
---	---------------------------------	---

正 誤

平成元年七月鳥取県告示第七百二十九号（土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
五	下	五	平成三年三月三十一日	平成七年三月三十一日
六	上	十四	字砥場平	字砥石場平